

○財務省令第三十一号

通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第三十条の規定に基づき、通関業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

財務大臣 片山 さつき

通関業法施行規則の一部を改正する省令

通関業法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「氏名」を「受験番号」に改める。

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。